

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	指定校変更許可の取消し等
根拠法令及び条項	那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱第9条
処 分 基 準	
<p>那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱 (変更許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育長は、第7条第1項の申請を許可した後において、当該申請が虚偽のものであると認められるときは、許可を取り消し、又は停止することができる。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12号に基づき実施(事由により適用なし)
所管部署	学校教育部 学務課(098-917-3505)
更新日	平成27年4月1日